

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	全国土木建築国民健康保険組合国民健康保険事務基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

全国土木建築国民健康保険組合は、国民健康保険事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

全国土木建築国民健康保険組合

公表日

令和6年10月23日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民健康保険事務
	<p><制度内容></p> <p>当組合は、国民健康保険法(昭和33年法律第192号。以下「国保法」という。)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号 以下「番号法」という。)等に基づき、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって、社会保障及び国民健康保険の向上に寄与することを目的としている。</p> <p>その目的を達成するため当組合では、事業計画の策定、保険料の徴収、保険給付、診療報酬明細書の内容審査、健康診査や体力づくりなどの保健事業、加入者への広報活動、診療所の運営などを行っている。</p> <p>また、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集又は整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用又は提供に関する事務」を国民健康保険団体連合会(以下「連合会」という。)又は社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)に委託することができる旨の規定が国保法に盛り込まれ、加入者の資格履歴情報と被保険者枝番の採番管理、地方公共団体等と情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供、加入者の本人確認に係る事務、その事務処理に必要な情報提供ネットワークシステムに接続する医療保険者等向け中間サーバー等(以下「中間サーバー等」という。)及び住民基本台帳ネットワークシステムに接続するためのサーバーの運用・管理を連合会又は支払基金に一元的に委託することが可能になった。</p> <p>さらに、「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことを踏まえ、オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、資格履歴情報から個人番号を除いた情報をオンライン資格確認等システムへ提供することについても、あわせて連合会又は支払基金に一元的に委託することになった。</p> <p>当組合の被保険者は、土木建築事業に従事する者で、全国土木建築国民健康保険組合規約に規定する当組合の地区内に住所を有する組合員及び組合員の世帯に属するもの(以下「家族」という。)とする。</p> <p>いずれも、国保法第6条各号(第10号を除く。)のいずれかに該当した場合又は他の国民健康保険組合の被保険者となった場合は、被保険者資格を喪失する。</p> <p>ただし、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第50条に規定する被保険者となった組合員が、組合に届出した場合、引き続き組合員となる。</p>
②事務の概要	<p><事務内容></p> <p>当組合が行う事務のうち、番号法別表第44の項「国民健康保険法による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令で定める」事務について、加入者の個人番号など特定個人情報を次の範囲で利用する。</p> <ol style="list-style-type: none">適用事務(加入者への保険給付や保険料徴収にあたって適用する資格関係情報等を取り扱う事務)<ol style="list-style-type: none">新たに加入する者について、個人番号を事業主から収集し登録する事務組合員及び家族の資格取得、資格喪失、家族の異動などによる資格の認定、資格関係情報変更の事務処理に係る個人番号の確認、個人番号による資格関係情報等の参照及び個人情報を登録する事務事業主又は加入者から個人番号が取得できない場合や個人番号又は基本4情報を確認する必要がある場合、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の9の規定に基づき地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)から個人番号や基本4情報を取得(機構保存の本人確認情報の取得は、支払基金を経由して行う。)情報連携のために加入者の個人番号及び資格関係情報を中間サーバー等に登録して、被保険者枝番を取得し、資格喪失や異動など資格関係情報に変更があった場合、中間サーバー等の登録情報を更新他の保険者から新規加入してきた組合員やその家族の資格認定にあたり確認情報が必要な場合は、情報提供ネットワークシステムを利用して従前の保険者に情報照会し、資格喪失していることを確認(情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供は支払基金を経由して行う。)国民健康保険被保険者証の再発行や高齢受給者証などの発行・管理事務に係る個人番号による対象者の確認及び資格関係情報等の参照中間サーバー等を通じて、資格履歴情報から個人番号を除いた情報をオンライン資格確認等システムへ提供(オンライン資格確認の仕組みでは個人番号を使用しないため、評価書の対象外ではあるが、オンライン資格確認の準備として、マイナポータルを介した資格履歴情報の提供を行う観点から評価書に記載している。)

	<p>2. 給付事務(加入者への給付決定に係る資格関係情報等を取り扱う事務)</p> <p>(1)療養費、移送費等の法定給付に係る申請書に個人番号が記載されている場合の個人番号の確認及び個人番号による資格関係情報等の参照</p> <p>(2)法定給付金及び付加給付金の計算に係る個人番号による計算状況等の情報索引</p> <p>(3)給付の決定にあたり給付要件の確認が必要な場合、情報提供ネットワークシステムを利用して他の情報保有機関に照会し確認(情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供は、支払基金を経由して行う。)</p> <p>(4)情報連携のために、加入者の給付に係る副本情報を中間サーバー等に登録</p> <p>(5)限度額適用認定証などの給付関係書類の発行・管理事務に係る個人番号による対象者の確認及び資格関係情報等の参照</p>
③システムの名称	<p>1. 国民健康保険組合事務基幹システム</p> <p>2. 医療保険者等向け中間サーバー等</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険基幹情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>・番号法 第9条第1項(利用範囲) 別表第44項 番号法 第14条第1項及び第2項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第5号) 第24条</p> <p>・住民基本台帳法 第30条の9(国の機関等への本人確認の提供)</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[実施する]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>・番号法 第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁、総務省令第9号) 第2条の表(照会)第一欄(情報照会者)第69及び第70の項(提供)第三欄(情報提供者)に「医療保険者」を含む項のうち 2、3、6、13、27、42、56、65、69、83、87、115、125、131、141、158、161、164、165、166、173の項 第三欄(情報提供者)に「(その)他の法令によ(り行われ)る給付の支給を行うこととされている者」を含む項のうち16、19、111、145の項 第三欄(情報提供者)に「他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」を含む者のうち38、137の項</p> <p>(委託の根拠)</p> <p>・国保法 第113条の3 第1項及び第2項</p> <p>当組合は、国保法の規定に基づき、支払基金に情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務を委託する。情報提供ネットワークシステムを通じて取得した情報を保険給付の支給等の事務に活用するのは当組合であるが、情報提供ネットワークシステムに接続する主体は支払基金である。</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	適用第一部、給付第一部、企画部
②所属長の役職名	適用第一部長、給付第一部長、企画部長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	全国土木建築国民健康保険組合 企画部企画課 〒102-0093 東京都千代田区平河町1-5-9 厚生会館 TEL 03-3264-1240(代)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	全国土木建築国民健康保険組合 企画部企画課 〒102-0093 東京都千代田区平河町1-5-9 厚生会館 TEL 03-3264-1240(代)
9. 規則第9条第2項の適用 [<input type="checkbox"/>]適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[30万人以上] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
<p>[基礎項目評価書及び全項目評価書]</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p>		<p><選択肢></p> <p>1) 基礎項目評価書</p> <p>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書</p> <p>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p>
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
<p>目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
3. 特定個人情報の使用		
<p>目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
<p>権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
<p>委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
<p>不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
<p>目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
<p>不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・郵送又は対面により個人番号を入手する場合は、番号法第16条(本人確認の措置)に則り本人確認書類を提出させて本人確認を行い、併せて資格情報を参照して個人番号の入手が必要な加入者であることを確認する。 ・提出された届書等から個人番号を入力する際に、届書等と読み合わせを行い正確性を期する。また、ダブルチェックを行って正確性を期する。 ・本人から届出された届書等から個人番号を入力して、チェックデジットや、既に登録されている別人の個人番号と同番号でないことを基幹システムでチェックする。 ・郵送による入手には追跡可能な方法を用いる。 ・電子記録媒体による入手は、暗号規約や標準フォーマット等が定められた仕様に基づきパスワード、暗号化を行い、追跡可能な方法により搬送する。 ・特定個人情報が記載された届書等は速やかに保管庫に施錠保管する。また、届書等を使用後は組合の文書処理細則に従って保管及び廃棄措置をとる。 ・組合員からの各種申請書類については、内容確認後、管理者が受付簿(エクセル形式)に記載する。 ・特定個人情報の入手における届書等の取扱いや確認・判断の誤り、基幹システム及び中間サーバー等の利用・操作の誤り等によるリスクを防ぐため、必要な法令・省令、業務フロー、基幹システム及び中間サーバー等の利用・操作方法などの教育・訓練を適宜実施する。 	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年11月22日	I-1-② 事務の概要 <制度内容>	<p>当組合は(～ 省略 ～)目的としている。</p> <p>その目的を達成するため当組合では、被保険者の疾病、負傷、出産及び死亡に関して必要な保険給付などをを行っている。</p> <p>当組合の(～ 省略 ～)引き続き組合員となる。</p>	<p>当組合は(～ 省略 ～)目的としている。</p> <p>その目的を達成するため当組合では、事業・運営計画の策定、保険料の徴収、保険給付、診療報酬明細書の内容審査、健康診査や体力づくりなどの保健事業、加入者への広報活動、診療所や保養施設の運営などを行っている。</p> <p>また、他の医療保険者と共同して「被保険者等に係る情報の収集又は整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用又は提供に関する事務」を国民健康保険団体連合会(以下「連合会という。」及び社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)に委託することができる旨の規定が国保法に盛り込まれ、加入者の資格履歴情報と被保険者枝番の採番管理、地方公共団体等と情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供、加入者の本人確認に係る事務、その事務処理に必要な情報提供ネットワークシステムに接続する医療保険者等向け中間サーバー等(以下「中間サーバー等」という。)及び住民基本台帳ネットワークシステムに接続するためのサーバーの運用・管理を連合会及び支払基金に一元的に委託することが可能になった。</p> <p>当組合の(～ 省略 ～)引き続き組合員となる。</p>	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年11月22日	I-1-② 事務の概要 <事務の内容>	<p>当組合が(～ 省略 ～)以下の範囲で利用する。</p> <p>○資格に関する事務(電子媒体による届出の受理、入手) 【加入届・脱退届・資格取得届・資格喪失届・氏名変更届・住所変更届】</p> <p>(記載なし)</p>	<p>当組合が(～ 省略 ～)以下の範囲で利用する。</p> <p>(削除)</p> <p>1. 適用事務(加入者への保険給付や保険料徴収に当たって適用する資格関係情報等を取り扱う事務) (1)平成28年4月から、新たに加える者について、個人番号を事業主から収集し登録する事務 (2)組合員及び家族の資格取得、資格喪失、家族の異動などによる資格の認定、資格関係情報変更の事務処理に係る個人番号の確認、個人番号による資格関係情報等の参照及び個人情報登録する事務 (3)事業主又は加入者から個人番号が取得できない場合や個人番号又は基本4情報を確認する必要がある場合、住民基本台帳法第30条の9の規定に基づき地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)から個人番号や基本4情報を取得(機構保存の本人確認情報の取得は、支払基金を経由して行う。)</p>	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年11月22日	I-1-② 事務の概要 <事務の内容>	(記載なし)	<p>(4)平成29年5月以降、情報連携のために加入者の個人番号及び資格関係情報を中間サーバー等に登録して、被保険者枝番を取得し、資格喪失や異動など資格関係情報に変更があった場合、中間サーバー等の登録情報を更新</p> <p>(5)他の保険者から新規加入してきた組合員やその家族の資格認定にあたり確認情報が必要な場合は、情報提供ネットワークシステムを利用して従前の保険者に情報照会し、資格喪失していることを確認(情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供は支払基金を経由して行う。)</p> <p>(6)国民健康保険被保険者証の再発行や高齢受給者証などの発行・管理事務に係る個人番号による対象者の確認及び資格関係情報等の参照。</p>	事前	
平成28年11月22日	I-1-② 事務の概要 <事務の内容>	(記載なし)	<p>2. 給付事務(加入者への給付決定に係る資格関係情報等を取り扱う事務)</p> <p>(1)療養費、移送費等の法定給付に係る申請書に個人番号が記載されている場合の個人番号の確認及び個人番号による資格関係情報等の参照</p> <p>(2)法定給付金及び付加給付金の計算に係る個人番号による計算状況等の情報索引</p> <p>(3)給付の決定にあたり給付要件の確認が必要な場合、情報提供ネットワークシステムを利用して他の情報保有機関に照会し確認(情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供は、支払基金を経由して行う。)</p> <p>(4)情報連携のために、加入者の給付に係る副本情報を中間サーバー等に登録</p> <p>(5)限度額適用認定証などの給付関係書類の発行・管理事務に係る個人番号による対象者の確認及び資格関係情報等の参照</p>	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年11月22日	I-1-② 事務の概要 <事務の内容>	(記載なし)	<p><番号制度対応のスケジュール> 当組合においては、これまで自主開発のシステム(以下「旧システム」という。)を使用していたが、番号制度の対応を機会に、平成29年4月から、新規のパッケージシステム(以下「基幹システム」という。)を導入することとしている。組合員の個人番号の利用については、次のとおり3段階で実施する予定である。</p> <p>[1][平成28年4月～平成29年3月]個人番号の初期収集(事業主及び組合員から収集)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年4月～平成29年3月の新規組合員について、事業主及び組合員から紙媒体及び電子記録媒体で個人番号を収集し、紙媒体で保存する。 <p>[2][平成28年10月～平成29年3月]個人番号の初期収集(地方公共団体情報システム機構から収集)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年10月～平成29年3月の時点の組合員について、地方公共団体情報システム機構から電子記録媒体で個人番号を収集し、スタンドアローン端末(機構用)に保存する。 <p>[3][平成29年4月～]適用事務及び給付事務における個人番号の利用及び情報連携の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年4月以降の新規組合員について、事業主及び組合員から紙媒体及び電子記録媒体で個人番号を入手し、基幹システムに登録する。 ・必要に応じ、地方公共団体情報システム機構から中間サーバー等を介して即時照会又はファイル一括照会で個人番号又は基本4情報を入手し、基幹システムに登録する。 ・適用事務及び給付事務において個人番号を利用する。 ・適用事務及び給付事務において情報提供ネットワークシステムを用いて情報照会を行う。 	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年11月22日	I-1-② 事務の概要 <事務の内容>	(記載なし)	<p><特定個人情報保護評価のスケジュール></p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記<番号制度対応のスケジュール>の[1]については、平成28年3月24日に基礎項目評価書を公表している。 ・上記<番号制度対応のスケジュール>の[2]及び[3]を実施するに当たって、対象人数が増加し、しきい値判断の結果が全項目評価となるため、本評価書により特定個人情報保護評価の再実施を行う。 	事前	
平成28年11月22日	I-1-③ システムの名称	全国土木建築国民健康保険組合 業務システム(届書システム)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 国民健康保険組合事務基幹システム(以下「基幹システム」という。) 2. 医療保険者等向け中間サーバー等 	事前	
平成28年11月22日	I-2 特定個人情報ファイル名	国民健康保険「異動届届出データファイル」	国民健康保険基幹情報ファイル	事前	
平成28年11月22日	I-3 個人番号の利用 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号利用法第9条第1項 別表第1の30の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令24条 	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1の30の項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・住民基本台帳法 第30条の9(国の機関等への本人確認情報の提供) 	事前	
平成28年11月22日	I-4-①	実施しない	実施する	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年11月22日	I -4-②	(記載なし)	<p>・番号法 第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) (照会)別表第2 42及び43の項 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第25条 (提供)別表第2 項番1、2、3、4、5、17、22、26、27、30、33、39、42、43、58、62、80、87、93、97、106 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第19条、第20条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条 (委託の根拠)国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p> <p>当組合は、国民健康保険法の規定に基づき、支払基金に情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務を委託する。情報提供ネットワークシステムを通じて取得した情報を保険給付の支給等の事務に活用するのは当組合であるが、情報提供ネットワークシステムに接続する主体は支払基金である。</p>	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月27日	I-4-② 情報提供ネットワークシステム による情報連携 <法令上の根拠>	<p>・番号法 第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) (照会)…【省略】 (提供)別表第2 項番1、2、3、4、5、17、22、26、27、30、33、39、42、43、58、62、80、87、93、97、106</p> <p>番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第19条、第20条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条</p> <p>【省略】 (委託の根拠)…【省略】</p> <p>当組合は、(～省略～)接続する主体は支払基金である。</p>	<p>・番号法 第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) (照会)…【省略】 (提供)別表第2 項番1、(～省略～)、62、78(追加)、80、87、93、97、106</p> <p>番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、(～省略～)第33条、第41条の2(追加)、第44条、第46条、第49条、第53条</p> <p>【省略】 (委託の根拠)…【省略】</p> <p>当組合は、(～省略～)接続する主体は支払基金である。</p>	事前	新たに情報連携の対象とされたことによる追加
平成29年4月1日	I-7 特定個人情報の開示・訂正・ 利用停止請求 <請求先>	<p>全国土木建築国民健康保険組合 業務部 〒102-0093 東京都千代田区平河町1-5-9 厚生会館 TEL03-3264-1240(代)</p>	<p>・北海道事務所 〒060-0062 札幌市中央区南二条西1丁目 TEL 011-(241)-1381(代)</p> <p>・関東事務所 〒102-8532 東京都千代田区麹町3丁目2番地(麹町共同ビル内) TEL 03-(5210)-4380(代)</p> <p>・東海事務所 〒461-0002 名古屋市東区代官町34番25号 TEL 052-(979)-6451(代)</p> <p>・関西事務所 〒540-0035 大阪市中央区釣鐘町2丁目4番地9号 TEL 06-(6941)-6515(代)</p> <p>・九州事務所 〒810-0021 福岡市中央区今泉1丁目18番49号 TEL 092-(751)-1608(代)</p> <p>・給付事務センター 〒102-8532 東京都千代田区麹町3丁目2番地(麹町共同ビル内) TEL 03-(5210)-4384</p>	事前	全項目評価書において、組合の組織再編による変更を行ったことから、同評価書と同様とした

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月27日	I-4-② 情報提供ネットワークシステム による情報連携 <法令上の根拠>	<p>・番号法 第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) (照会)別表第2 42及び43の項 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第25条 (提供)別表第2 項番1、2、3、4、5、17、22、26、27、30、33、39、42、43、58、62、78、80、87、93、97、106 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第19条、第20条、第25条、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条 (委託の根拠)…【省略】</p> <p>当組合は、(～省略～)接続する主体は支払基金である。</p>	<p>・番号法 第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) (照会)別表第2 42及び43の項 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第25条、第25条の2 (提供)別表第2 項番1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、43、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 (委託の根拠)…【省略】</p> <p>当組合は、(～省略～)接続する主体は支払基金である。</p>	事後	別表第2表の改正に伴う情報提供項目の変更による当組合国民健康保険事務における実際の事務の流れに変更はない事項であること
平成31年4月1日	I-5-② 評価実施機関における担当部署 <所属長の役職名>	②所属長 業務部長 渡辺 文博	②所属長の役職名 業務部長	事後	様式の項目標記内容の変更によるため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月27日	I-7 特定個人情報の開示・訂正・ 利用停止請求 <請求先>	<ul style="list-style-type: none"> ・北海道事務所 〒060-0062 札幌市中央区南二条西1丁目 TEL 011-(241)-1381(代) ・関東事務所 〒102-8532 東京都千代田区麹町3丁目2番地(麹町共同ビル内) TEL 03-(5210)-4380(代) ・東海事務所 〒461-0002 名古屋市東区代官町34番25号 TEL 052-(979)-6451(代) ・関西事務所 〒540-0035 大阪市中央区釣鐘町2丁目4番地9号 TEL 06-(6941)-6515(代) ・九州事務所 〒810-0021 福岡市中央区今泉1丁目18番49号 TEL 092-(751)-1608(代) ・給付事務センター 〒102-8532 東京都千代田区麹町3丁目2番地(麹町共同ビル内) TEL 03-(5210)-4384 	左記記載内容の一番上部の北海道事務所を削除	事後	組合の組織再編による変更を行ったため
令和1年6月27日	IVリスク対策	項目なし	様式変更に伴う項目追加の記載	事後	基礎項目評価書の新様式への変更によるため
令和3年2月26日	I-7 特定個人情報の開示・訂正・ 利用停止請求 <請求先>	<ul style="list-style-type: none"> ・関東事務所 〒102-8532 東京都千代田区麹町3丁目2番地(麹町共同ビル内) TEL 03-(5210)-4380(代) ・東海事務所 〒461-0002 名古屋市東区代官町34番25号 TEL 052-(979)-6451(代) ・関西事務所 〒540-0035 大阪市中央区釣鐘町2丁目4番地9号 TEL 06-(6941)-6515(代) ・給付事務センター 〒102-8532 東京都千代田区麹町3丁目2番地(麹町共同ビル内) TEL 03-(5210)-4384 	左記記載内容の一番上部の北海道事務所及び九州事務所を削除	事後	組合の組織再編による変更を行ったため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年2月26日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	なし	<制度の内容> オンライン資格確認等に係る内容を追加	事後	オンライン資格確認の仕組みの導入
令和6年10月1日	I-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	国民健康保事務	国民健康保険事務	事後	字句の整理

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年10月1日	I-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 <制度内容>	<p>当組合は(～ 省略 ～)目的としている。</p> <p>その目的を達成するため当組合では、事業・運営計画の策定、保険料の徴収、保険給付、診療報酬明細書の内容審査、健康診査や体力づくりなどの保健事業、加入者への広報活動、診療所や保養施設の運営などを行っている。</p> <p>また、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集又は整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用又は提供に関する事務」を国民健康保険団体連合会(以下「連合会」という)及び社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という)に委託することができる旨の規定が国保法に盛り込まれ、加入者の資格履歴情報と被保険者枝番の採番管理、地方公共団体等と情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供、加入者の本人確認に係る事務、その事務処理に必要な情報提供ネットワークシステムに接続する医療保険者等向け中間サーバー等(以下「中間サーバー等」という。)及び住民基本台帳ネットワークシステムに接続するためのサーバの運用・管理を連合会及び支払基金に一元的に委託することが可能になった。</p>	<p>当組合は(～ 省略 ～)目的としている。</p> <p>その目的を達成するため当組合では、事業計画の策定、保険料の徴収、保険給付、診療報酬明細書の内容審査、健康診査や体力づくりなどの保健事業、加入者への広報活動、診療所の運営などを行っている。</p> <p>また、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集又は整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用又は提供に関する事務」を国民健康保険団体連合会(以下「連合会」という。)又は社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)に委託することができる旨の規定が国保法に盛り込まれ、加入者の資格履歴情報と被保険者枝番の採番管理、地方公共団体等と情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供、加入者の本人確認に係る事務、その事務処理に必要な情報提供ネットワークシステムに接続する医療保険者等向け中間サーバー等(以下「中間サーバー等」という。)及び住民基本台帳ネットワークシステムに接続するためのサーバの運用・管理を連合会又は支払基金に一元的に委託することが可能になった。</p> <p>さらに、「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことを踏まえ、オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、資格履歴情報から個人番号を除いた情報をオンライン資格確認等システムへ提供することについても、あわせて連合会又は支払基金に一元的に委託することになった。</p>	事後	字句の整理、法改正対応、「オンライン資格確認等」の実施に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年10月1日	I-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 <制度内容>	<p>当組合の被保険者は、土木建築事業に従事する者で、全国土木建築国民健康保険組合規約(以下「組合規約」という。)に規定する当組合の地区内に住所を有する組合員及び組合員の世帯に属するもの(以下「家族」という。)とする。いずれも、法第6条各号(第10号を除く。)のいずれかに該当した場合及び他の国民健康保険組合の被保険者となった場合は、被保険者資格を喪失する。</p> <p>ただし、高齢者の医療の確保に関する法律第50条に規定する被保険者となった組合員が、組合に届出した場合、引き続き組合員となる。</p>	<p>当組合の被保険者は、土木建築事業に従事する者で、全国土木建築国民健康保険組合規約に規定する当組合の地区内に住所を有する組合員及び組合員の世帯に属するもの(以下「家族」という。)とする。いずれも、国保法第6条各号(第10号を除く。)のいずれかに該当した場合又は他の国民健康保険組合の被保険者となった場合は、被保険者資格を喪失する。</p> <p>ただし、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第50条に規定する被保険者となった組合員が、組合に届出した場合、引き続き組合員となる。</p>		字句の整理
令和6年10月1日	I-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 <事務内容>	<p>当組合が行う事務のうち、番号法別表第1の第30項「国民健康保険法による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令で定める」事務について、加入者の個人番号など特定個人情報を以下の範囲で利用する。</p> <p>1. 適用事務(加入者への保険給付や保険料徴収に当たって適用する資格関係情報等を取り扱う事務)</p> <p>(1)平成28年4月から、新たに加入する者について、個人番号を事業主から収集し登録する事務 (2)組合員及び家族の資格取得、資格喪失、家族の異動などによる資格の認定、資格関係情報変更の事務処理に係る個人番号の確認、個人番号による資格関係情報等の参照及び個人情報登録する事務。 (3)事業主又は加入者から個人番号が取得できない場合や個人番号又は基本4情報を確認する必要がある場合、住民基本台帳法第30条の9の規定に基づき地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)から個人番号や基本4情報を取得。(機構保存の本人確認情報の取得は、支払基金を経由して行う。)</p>	<p>当組合が行う事務のうち、番号法別表第44の項「国民健康保険法による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令で定める」事務について、加入者の個人番号など特定個人情報を次の範囲で利用する。</p> <p>1. 適用事務(加入者への保険給付や保険料徴収にあたって適用する資格関係情報等を取り扱う事務)</p> <p>(1)新たに加入する者について、個人番号を事業主から収集し登録する事務 (2)組合員及び家族の資格取得、資格喪失、家族の異動などによる資格の認定、資格関係情報変更の事務処理に係る個人番号の確認、個人番号による資格関係情報等の参照及び個人情報登録する事務 (3)事業主又は加入者から個人番号が取得できない場合や個人番号又は基本4情報を確認する必要がある場合、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の9の規定に基づき地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)から個人番号や基本4情報を取得(機構保存の本人確認情報の取得は、支払基金を経由して行う。)</p>	事後	字句の整理

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年10月1日	I-1 特定個人情報ファイル を取り扱う事務 ②事務の概要 <事務内容>	<p>(4)平成29年5月以降、情報連携のために加入者の個人番号及び資格関係情報を中間サーバー等に登録して、被保険者枝番を取得し、資格喪失や異動など資格関係情報に変更があった場合、中間サーバー等の登録情報を更新。</p> <p>(5)他の保険者から新規加入してきた組合員やその家族の資格認定にあたり確認情報が必要な場合は、情報提供ネットワークシステムを利用して従前の保険者に情報照会し、資格喪失していることを確認。(情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供は支払基金を経由して行う。)</p> <p>(6) 省略</p> <p>(7)中間サーバーを通じて、資格履歴情報から個人番号を除いた情報をオンライン資格確認等システムへ提供する。(オンライン資格確認の仕組みでは個人番号を使用しないため、評価書の対象外ではあるが、オンライン資格確認の準備として、マイナポータルを介した資格履歴情報の提供を行う観点から評価書に記載している。)</p>	<p>(4)情報連携のために加入者の個人番号及び資格関係情報を中間サーバー等に登録して、被保険者枝番を取得し、資格喪失や異動など資格関係情報に変更があった場合、中間サーバー等の登録情報を更新</p> <p>(5)他の保険者から新規加入してきた組合員やその家族の資格認定にあたり確認情報が必要な場合は、情報提供ネットワークシステムを利用して従前の保険者に情報照会し、資格喪失していることを確認(情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供は支払基金を経由して行う。)</p> <p>(6) 省略</p> <p>(7)中間サーバー等を通じて、資格履歴情報から個人番号を除いた情報をオンライン資格確認等システムへ提供(オンライン資格確認の仕組みでは個人番号を使用しないため、評価書の対象外ではあるが、オンライン資格確認の準備として、マイナポータルを介した資格履歴情報の提供を行う観点から評価書に記載している。)</p>	事後	字句の整理

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年10月1日	<p>I-1 特定個人情報ファイル を取り扱う事務 ②事務の概要 <番号制度対応のスケジュール></p>	<p>当組合においては、これまで自主開発のシステム(以下「旧システム」という。)を使用していたが、番号制度の対応を機会に、平成29年4月から、新規のパッケージシステム(以下「基幹システム」という。)を導入することとしている。組合員の個人番号の利用については、次のとおり3段階で実施する予定である。</p> <p>[1][平成28年4月～平成29年3月]個人番号の初期収集(事業主及び組合員から収集)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成28年4月～平成29年3月の新規組合員について、事業主及び組合員から紙媒体及び電子記録媒体で個人番号を収集し、紙媒体で保存する。 <p>[2][平成28年10月～平成29年3月]個人番号の初期収集(地方公共団体情報システム機構から収集)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成28年10月～平成29年3月の時点の組合員について、地方公共団体情報システム機構から電子記録媒体で個人番号を収集し、スタンドアローン端末(機構用)に保存する。 <p>[3][平成29年4月～]適用事務及び給付事務における個人番号の利用及び情報連携の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成29年4月以降の新規組合員について、事業主及び組合員から紙媒体及び電子記録媒体で個人番号を入手し、基幹システムに登録する。 必要に応じ、地方公共団体情報システム機構から中間サーバー等を介して即時照会又はファイル一括照会で個人番号又は基本4情報を入力し、基幹システムに登録する。 適用事務及び給付事務において個人番号を利用する。 適用事務及び給付事務において情報提供ネットワークシステムを用いて情報照会を行う。 	(削除)	事後	スケジュール完了のため整理

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年10月1日	I-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 <特定個人情報保護評価のスケジュール>	<ul style="list-style-type: none"> ・上記<番号制度対応のスケジュール>の[1]については、平成28年3月24日に基礎項目評価書を公表している。 ・上記<番号制度対応のスケジュール>の[2]及び[3]を実施するに当たって、対象人数が増加し、しきい値判断の結果が全項目評価となるため、本評価書により特定個人情報保護評価の再実施を行う 	(削除)	事後	スケジュール完了のため整理
令和6年10月1日	I-3 個人番号の利用 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1の30の項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法 第9条第1項(利用範囲) 別表第44項 番号法 第14条第1項及び第2項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第5号) 第24条 	事後	法改正対応のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年10月1日	I-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>・番号法 第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) (照会)別表第2 42及び43の項 番号法別表第2の主務省令で定める事務 及び情報を定める命令 第25条、第25条の2 (提供)別表第2 項番1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、43、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 (委託の根拠)・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p> <p>当組合は、国民健康保険法の規定に基づき、支払基金に情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務を委託する。情報提供ネットワークシステムを通じて取得した情報を保険給付の支給等の事務に活用するのは当組合であるが、情報提供ネットワークシステムに接続する主体は支払基金である。</p>	<p>・番号法 第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁、総務省令第9号) 第2条の表 (照会)第一欄(情報照会者)第69及び第70の項 (提供)第三欄(情報提供者)に「医療保険者」を含む項のうち2、3、6、13、27、42、56、65、69、83、87、115、125、131、141、158、161、164、165、166、173の項 第三欄(情報提供者)に「(その)他の法令により行われ)る給付の支給を行うこととされている者」を含む項のうち16、19、111、145の項 第三欄(情報提供者)に「他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」を含む者のうち38、137の項</p> <p>(委託の根拠) ・国保法 第113条の3 第1項及び第2項</p> <p>当組合は、国保法の規定に基づき、支払基金に情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務を委託する。情報提供ネットワークシステムを通じて取得した情報を保険給付の支給等の事務に活用するのは当組合であるが、情報提供ネットワークシステムに接続する主体は支払基金である。</p>	事後	法改正対応のため
令和6年10月1日	I-5 評価実施機関における担当部署 ①部署 ②所属長の役職	全国土木建築国民健康保険組合 業務部 業務部長	適用第一部、給付第一部、企画部 適用第一部長、給付第一部長、企画部長	事後	組合の組織再編による変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年10月1日	I-7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求請求先	<ul style="list-style-type: none"> ・関東事務所 〒102-8532 東京都千代田区麹町3丁目2番地(麹町共同ビル内) TEL 03-(5210)-4380(代) ・東海事務所 〒461-0002 名古屋市東区代官町34番25号 TEL 052-(979)-6451(代) ・関西事務所 〒540-0035 大阪市中央区釣鐘町2丁目4番地9号 TEL 06-(6941)-6515(代) ・給付事務センター 〒102-8532 東京都千代田区麹町3丁目2番地(麹町共同ビル内) TEL 03-(5210)-4384 	全国土木建築国民健康保険組合 企画部企画課 〒102-0093 東京都千代田区平河町1-5-9 厚生会館 TEL 03-3264-1240(代)	事後	組合の組織再編による変更
令和6年10月1日	I-8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	全国土木建築国民健康保険組合 業務部	全国土木建築国民健康保険組合 企画部企画課	事後	組合の組織再編による変更
令和6年10月1日	I-9 規則第9条第2項の適用	(新設)	適用しない	事後	様式変更
令和6年10月1日	II-1 対象人数 いつの時点の計数か	平成28年9月30日 時点	令和6年10月1日 時点	事後	
令和6年10月1日	II-2 取扱者数 いつの時点の計数か	平成28年10月1日 時点	令和6年10月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年10月1日	IV-8 人手を介入させる作業	(新設)	<p>対策： 十分である</p> <p>判断の根拠： <ul style="list-style-type: none"> ・郵送又は対面により個人番号を入手する場合は、番号法第16条(本人確認の措置)に則り本人確認書類を提出させて本人確認を行い、併せて資格情報を参照して個人番号の入手が必要な加入者であることを確認する。 ・提出された届書等から個人番号を入力する際に、届書等と読み合わせを行い正確性を期する。また、ダブルチェックを行って正確性を期する。 ・本人から届出された届書等から個人番号を入力して、チェックデジットや、既に登録されている別人の個人番号と同番号でないことを基幹システムでチェックする。 ・郵送による入手には追跡可能な方法を用いる。 ・電子記録媒体による入手は、暗号規約や標準フォーマット等が定められた仕様に基づきパスワード、暗号化を行い、追跡可能な方法により搬送する。 ・特定個人情報に記載された届書等は速やかに保管庫に施錠保管する。また、届書等を使用後は組合の文書処理細則に従って保管及び廃棄措置をとる。 ・組合員からの各種申請書類については、内容確認後、管理者が受付簿(エクセル形式)に記載する。 ・特定個人情報の入手における届書等の取扱いや確認・判断の誤り、基幹システム及び中間サーバー等の利用・操作の誤り等によるリスクを防ぐため、必要な法令・省令、業務フロー、基幹システム及び中間サーバー等の利用・操作方法などの教育・訓練を適宜実施する。 </p>	事後	様式変更
令和6年10月1日	IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策	(新設)	全項目評価又は重点項目評価を実施する	事後	様式変更